

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	行政部、会計課
種 類	随時監査
監 査 日	令和 2 年 10 月 23 日
提出日(最新提出日)	令和 3 年 4 月 28 日
担 当	行政部 行政課(TEL 214-4904)

指摘事項	措 置 状 況
<p>(行政部、会計課)</p> <p>1 源泉所得税の未納付及び過納付について</p> <p>所得税法第183条第1項は、「給与等の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、平成27年12月に徴収した源泉所得税のうち11,685円が、平成30年12月に徴収した源泉所得税のうち204円が納付されていなかった。</p> <p>また、平成30年4月に納付した源泉所得税のうち8,960円が正当税額を超えて納付されたままになっていた。</p> <p>今後は、所得税法を遵守し、適正な納付事務の執行に努められたい。</p>	<p>今後は以下の①～③を実施し、再発防止する。</p> <p>① 人事課は、所得税の返納処理が生じた事案をリスト化して管理する。会計課においても、同様に管理する。</p> <p>② 会計課は、人事課に送付する集計データに、管理している返納処理のデータを反映させる。</p> <p>③ 人事課は、会計課から送付された集計データの返納処理分と、人事課で管理しているリスト化した返納処理データ、及び財務会計システムより出力した歳入歳出外現金一覧表を確認する。</p>